

建部中学校区

配食協力員の手引き



社会福祉法人 **愛隣会**

岡山市建部町在宅福祉サービスセンター

目 次

1. 配食協力員の皆様へ
2. 配食サービス事業とは
3. 配食協力員とは
4. 配食協力員の活動内容
5. 配食協力員の活動中の補償について
6. 配食協力員で守っていただくこと(活動中の留意点)

1. 配食協力員の皆様へ

この度は、配食サービスの協力員として、ご協力いただき誠にありがとうございます。

この手引きは、お互いに気持ちよく活動していただくために、配食サービスの仕組みや決まり等、活動する上で基本的に必要と思われるものをまとめています。

今まで配食協力員として、実際に利用者のお宅を訪問してサービスの提供を行った方は、思わぬことや利用者からの相談等があったと思われます。また、これから活動される皆様も同じように悩みやお気づきの点などが生じてくると思われます。

そのような時は遠慮なく、ご相談ください。皆様と共に考え連携を大切にして充実したサービス活動にしていきたいと考えています。

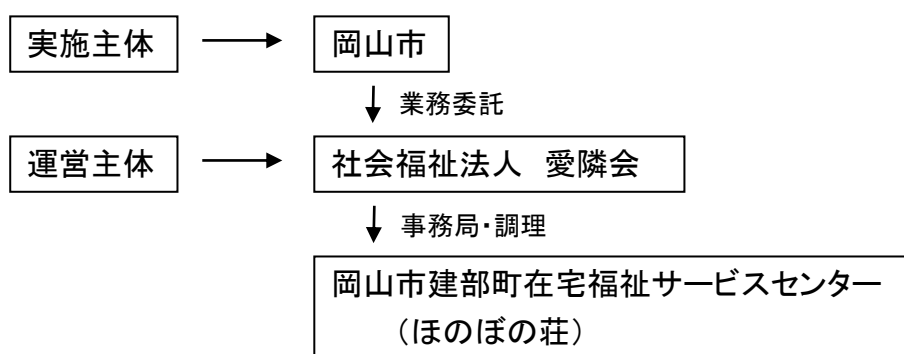
皆様一人一人が、「住みよいまちづくり」の原動力となるわけです。

決して無理はせず細く長く活動を続けてくださいますよう、よろしくお願いいたします。

2. 配食サービス事業とは

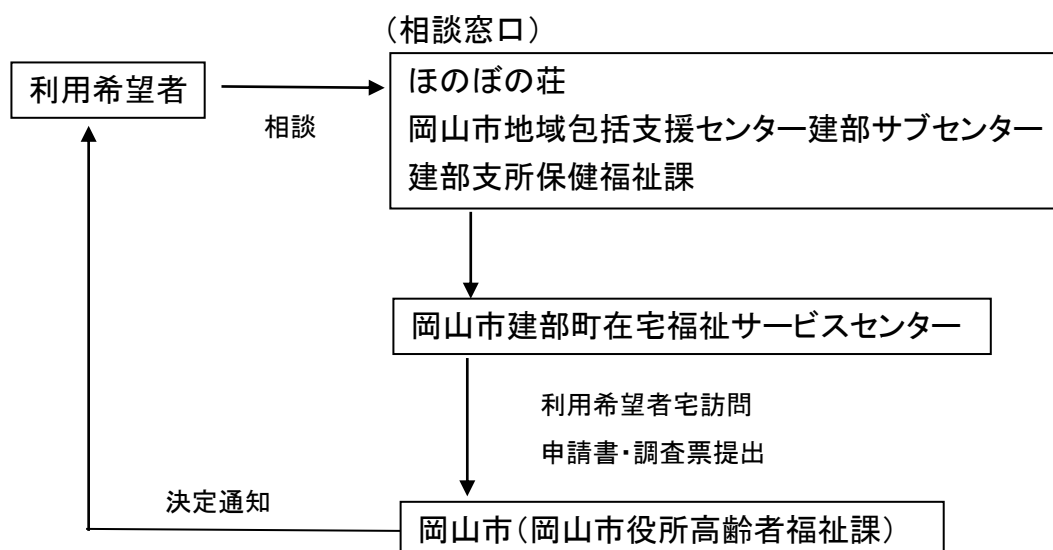
- この事業は、岡山市の「岡山市一人暮らし高齢者等給食サービス促進事業」を社会福祉法人愛隣会が委託を受け、ほのぼの荘で運営しています。

事業の運営



- この事業の目的は、調理が困難な高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問して、栄養バランスのとれた食事を提供し食生活の安定と改善及び健康の増進を図ると共に、利用者の安否確認や孤独感の解消を図り、高齢者の方などが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることです。
- サービスの対象者は、建部中学校区に居住するおおむね65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯、心身障害者で障害や疾病等により調理が困難な方です。
- 週5回、1日1食の生活支援型の食事サービスです。
栄養士の管理のもと、カロリー、栄養バランス、季節感などに配慮した食事を配食協力員の方等の手により利用者のご自宅までお届けします。
- 月曜日～金曜日の昼食を配食します。
土日、祝日、お盆(8月13日～8月15日)、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

- ・ 利用料は、1食410円です。(食材料費の実費として負担していただきます)
- ・ 利用料は、月にまとめて翌月に請求します。
支払方法は、引き落としのみで現金の取り扱いはありません。
- ・ 申請の方法は次のとおりです。



- ・ 運営の体制は次のとおりです。

事務局	ほのぼの荘
調理場所	ほのぼの荘デイサービスセンター調理室
配食拠点	ほのぼの荘ボランティアルーム
- ・ 配食サービス事業に関する問い合わせ先

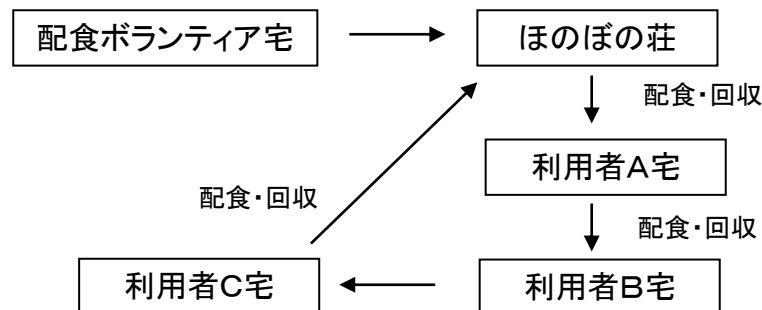
岡山市建部町在宅福祉サービスセンター	
電話	086-722-4500
FAX	086-722-9030

3. 配食協力員とは

- ・ 配食協力員は、ほのぼの荘の配食拠点から建部中学校区にお住まいの利用者宅へ配食・安否確認をしていただける方でボランティア活動に熱意があり、健康な方であればどなたでも構いません。
活動日数の多少、年齢、性別は問いません。
- ・ 活動までの流れは次のとおりです。
 - ① 配食協力員を希望される方は、ほのぼの荘にて登録してください。
 - ② 登録をされた方は、皆様の意向に添って訪問曜日、訪問宅を事務局の担当者が調整して相談のうえ決定します。
 - ③ 配食の実施
 - ④ 活動費をお支払いします。
- ・ 配食活動時間は、おおむね午前11時から12時半位になります。若干の変動はご了承ください。配食件数は、利用者の5～6人までの配食になります。
都合が悪くなり配食が出来なくなった場合は、当日の朝までに事務局（ほのぼの荘）へご連絡をお願いします。
- ・ ご自宅から配食拠点（ほのぼの荘）、そして利用者宅等への移動は皆様が可能な方法で各自をお願いします。（自家用車、バイク、自転車等）
運転は、常に安全運転を心がけてください。
移動に係わる乗り物等の諸費用は、皆様の負担でお願いします。
- ・ 活動費として、配食1人あたり130円を3ヶ月に1度まとめて指定された金融機関にお支払いします。

4. 配食協力員の活動内容

- 活動は次のとおりです。
 - ① ほのぼの荘(ボランティアルーム)に弁当を取りに行き、行き先、数量、連絡事項を確認する。個人ファイルに行き先を記入する。
 - ② 利用者A宅へ配食し、声かけをして安否確認を行い手渡す。
配食サービス利用表に訪問時間、訪問者の名前を記入する。
 - ③ 前回の空き弁当箱を回収する。
 - ④ 利用者B、C宅へ配食して②、③と同じ作業を行う。
 - ⑤ 予定していた配食が終了後は、回収した空き弁当箱をほのぼの荘に届け、弁当箱回収表へ持ち帰りをチェックする。
月末に配食サービス利用表の回収をお願いする場合があります。
 - ⑥ 利用者の方からキャンセル等の伝言があるときは、個人ファイルに記入し事務局職員に伝える。



・ 利用者が自宅に不在の場合

訪問しても不在の場合は今一度、声かけや家の周りを確認してください。
それでも不在なら弁当は利用者宅に置かずに、ほのぼの荘に持ち帰って事務局職員に不在の旨をお伝えください。個人ファイルに状況を記入してください。
事務局より少し時間をおいて利用者宅に連絡を取り、再度配食・廃棄等の対応をします。

- ・ **利用者の様子がおかしい場合**

病気等で緊急対応が必要と思われる時は、すぐに119番通報をしてください。

その後に必ず、ほのぼの荘に連絡をしてください。

救急車を呼ぶほどにもない時は、ほのぼの荘に連絡をいれるか、回収した弁当箱を返却時に個人ファイルに記入し、事務局職員にその旨をお伝えください。事務局で連絡等をして対応します。

- ・ **犯罪等に巻き込まれた場合**

犯罪等に巻き込まれて緊急対応が必要と思われる時は、すぐに110番・119番通報をしてください。

その後に必ず、ほのぼの荘に連絡をして指示を仰いでください。

お一人で対応出来ないと思われる時は、すぐに連絡してください。

ほのぼの荘から職員が駆けつけますが、近隣等の協力が得られる場合は助けを求めてください。

- ・ **移動中に交通事故が発生した場合**

人身事故の場合は、負傷者の安全確保・救護を優先し、二次事故の防止を図り、110番・119番通報をしてください。

直ちに、ほのぼの荘へ連絡をして指示を仰いでください。代替え策等を検討して対応します。

その後、各自で加入している保険会社に連絡をしてください。

対応に困った場合は、すぐにほのぼの荘に連絡を入れて指示を仰いでください。



722-4500

5. 配食協力員の活動中の補償について

- ・ 配食協力員の活動中の様々な事故によるケガや賠償責任を補償するために社会福祉法人愛隣会では「あいおいニッセイ同和損害保険(介護保険・社会福祉事業者総合保険)」に加入して、少しでも安心して活動していただけるようにしています。
- ・ 加入は配食協力員として登録をされると、事務局で加入の手続きを行います。継続して活動されている方は、事務局の方で毎年加入の手続きをして途切れることがないようにしています。
- ・ 掛金は愛隣会が負担しています。
- ・ 活動のために自宅を出て、自宅に帰るまでが対象となります。
(ただし、通常の往復経路であること)
活動中の自動車による事故は、皆様自身の傷害のみが対象となり、対人・対物事故等の賠償については対象となりません。(自動車保険での対象となります。)
- ・ もし事故がおきましたら、直ちにほのぼの荘に連絡してください。愛隣会を通じて「あいおいニッセイ同和損害保険」に連絡します。

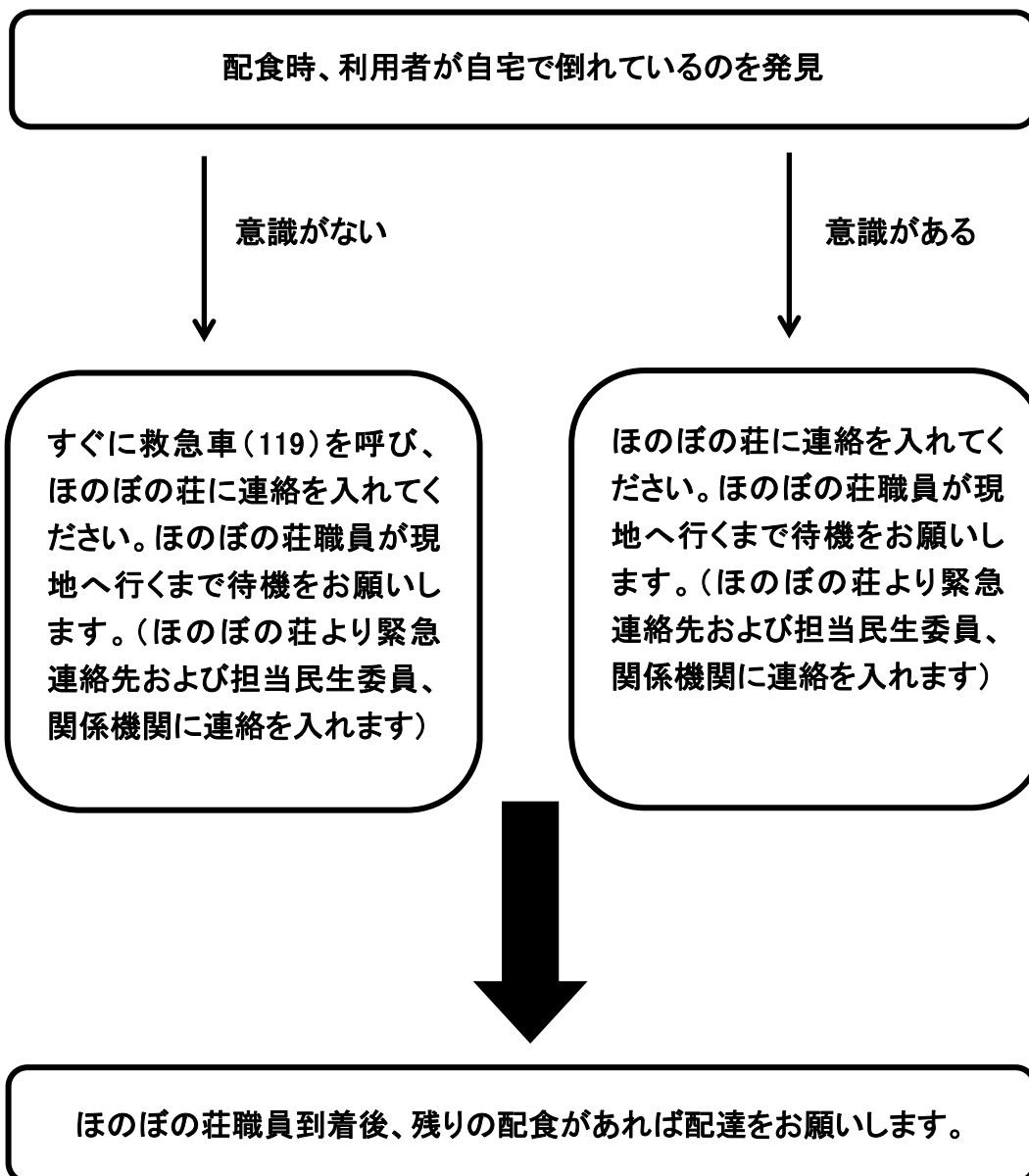
6. 配食協力員で守っていただくこと(活動上の留意点)

- ・ 活動中に知り得た利用者の情報や家庭の秘密を絶対に他に漏らさないようにしましょう。
- ・ 活動中に物品の斡旋及び販売や政治、宗教の勧誘など、社会福祉法人愛隣会の事業に支障となる行為は避けましょう。
- ・ 活動中にトラブルがおきたときは、必ず「ほのぼの荘」☎722-4500へ連絡しましょう。
 - …ケガをしたり、物品の破損などがおきた時等、自分で無理をして解決しようとしなくて、「ほのぼの荘」に連絡して指示を仰ぎましょう。
- ・ 配食時に、利用者の異常を認めたとときには、「ほのぼの荘」に連絡して指示を仰ぎましょう。
- ・ 活動中にあたっては、いつも思いやりの気持ちを持って利用者や家族の方と接するようにしましょう。

以下の事柄に注意して、交通事故には、くれぐれも気をつけて運転をお願いします。

- ・ 免許証は必ず携帯しましょう
- ・ 制限速度を守りましょう
- ・ 交通ルールを守りましょう
- ・ 気持ちにゆとりを持ちましょう
- ・ シートベルトは着用しましょう
- ・ 携帯電話は側道に停めてしましょう
- ・ 譲り合いの気持ちを大切にしましょう
- ・ わき見運転はやめましょう

配食協力員緊急時対応マニュアル



※警察への連絡が必要な場合は、ほのぼの荘職員が連絡を入れます。

ほのぼの荘電話番号

086-722-4500